

平成20年第3回

# 香美市議会臨時会会議録

平成20年 8月19日 開 会  
平成20年 8月19日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 0 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 0 年 8 月 1 9 日 火曜日

平成20年第3回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成20年8月19日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月19日火曜日（会期第1日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

議案第73号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」

議案第74号 香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第3回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成20年8月19日（火） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第9号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第10号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第11号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

（2）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第73号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」

日程第5 議案第74号 香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

## 会議録署名議員

21番、西山 武君、22番、西村芳成君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成20年第3回香美市議会臨時会を開会をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成20年第3回香美市議会臨時会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

県内では連日猛暑が続いておりますが、(8月)16日には高知市の真夏日は連続44日となり、昨年(43日)を更新をしました。厳しい残暑が続いておりますが、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告第9号、報告第10号、報告第11号と、議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」、議案第74号、香美市立(仮称)A保育園建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結についての2議案が上程されております。慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして開会のあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて21番、西山武君、22番、西村芳成君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。本日招集されました平成20年第3回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日といたしました。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議であります。本日の臨時会に付議された提出議案は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会議及び会期の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成20年第2回議会定例会において決定いたしました、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書、一級河川物部川管理権移譲に関する意見書、以上3件の意見書は衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣などへそれぞれ送付をいたしました。

次に、地方自治法第180条第2項の規定による、報告第9号から報告第11号まで市長の専決処分事項の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

訂正をいたします。地方自治法第180条第1項の規定により報告第9号から報告第11号までの市長の専決処分事項の報告がありました。訂正をいたしておきます。

日程第4、議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」についてから、日程第5、議案第74号、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてまで、以上2件を一括議題とします。行政の報告並びに議案第73号から議案第74号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日ここに平成20年第3回香美市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉向上のため各地域での活動に心から敬意と感謝を申し上げます。

では、臨時会に付しております議案に対する提案説明を申し上げます。

報告第9号と報告第10号と報告第11号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起についての専決処分の報告であります。

次に、議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」については次のとおりであります。

歳入歳出予算の総額に6,625万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ15億4,299万4,000円となりました。主なものでは、歳入が財政調整基金繰入金追加及び義務教育施設整備事業債の追加。歳出が、庁舎建設実施設計委託料の追加及び小・中学校施設の耐震診断の委託料の追加となっております。学校施設の耐震化関係予算は、平成20年6月18日付で施行された地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律を受け、倒壊、崩壊の危険性の高い施設、IS値0.3未満の施設については、

平成22年度までに、それ以外の耐震補強を要する施設についても平成24年度までに耐震化を完了するよう、耐震化事業を前倒しすることによるものであります。内容は、第2次耐震診断未実施の施設、舟入小学校、片地小学校、佐岡小学校、香長小学校、繁藤小・中学校、香北中学校の耐震診断費用及び香北中学校の耐震補強設計費用です。

次に、議案第74号は、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結であります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げます。議員各におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された議案第73号、議案第74号の案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案第73号、議案第74号の案件は委員会付託を省略することに決定をしました。

これから、地方自治法第180条第1項の規定による報告第9号から報告第11号までの専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君）　はい。10番、山崎です。

報告第9号、報告第10号、報告第11号ですけれども、これの詳しい経過と、それからどんな異議申し立てが出たのかということ。それから、これは初めてこのような形で出てきたんですけれども、今後もうこういう形で出てくるのかどうか。

それから、報告第9号のほうですけれども、古いものですが、不納欠損の中にはこれは入ってなかったのか教えてください。

○議長（中澤愛水君）　収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君）　山崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

今までの経過でございますが、（報告第9号）〇〇さんにつきましては分納誓約、これは時効の中断ですが、一応給食費は2年で時効がきます。それを中断するための分納誓約という形を承認してもらっておりますが、それは平成18年5月29日にしてもらっています。それから催告を平成18年7月13日、そして平成19年6月12日とさせてもらっております。それと、それに基づきまして納付指導回数を平成18年5月11日から16回しておりますけど納付がなかったもので、今回の支払督促の申し立てということをしました。

そして、（報告第11号）〇〇〇〇さんにつきましては、分納誓約を平成18年4月



28日、催告書を平成18年7月13日、平成19年6月12日と2回出してあります。納付の指導回数は平成18年4月28日から17回してありますが、納付がありませんので今回の形になっております。

そして、（報告第10号）〇〇〇〇さんにつきましては、分納誓約が平成19年4月2日、催告書を平成19年6月12日、そして平成19年12月11日と催告をしております。納付指導回数が平成19年3月27日より8回してありますが、納付がありませんでしたので今回の形をとっております。

そして、異議の申し立ての理由なんです、この支払督促というのは一応簡易裁判所のほうへ支払督促の申し立てをして、裁判所から債務者に支払督促状が送致されます。それから2週間以内に異議の申し立てができる期間になっておりますが、その理由としては簡単なものでよろしいようで、ただ分納をしたいからというその理由で異議の申し立てが成り立つということがございます。で、理由は分納を毎月幾らしたいということで異議の申し立てが出ましたので、異議の申し立てが出たら通常の訴訟に移るということになっておりますので今回の訴訟という形になりました。

それと、今後こういう状況があり得るかということがございますが、それはそれぞれ債務者の支払いの状況、それから交渉していく中でずっと納入がなければこういう形も出てくると考えております。

この案件の中は不納欠損の中には入っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

今後この保育料についても同じような扱いになるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） はい。保育料につきましては学校給食費と違いまして、学校給食費は私債権といいまして裁判所の判決を通じないと強制執行ができなくなっております。保育料につきましては地方税法の滞納処分の例によるということのできるわけですので、裁判所を通じなくて、それぞれ徴税吏員が滞納処分ができるということになっておりますので、裁判所を通じなくてそういう滞納処分をしていくという方向になろうかと思っております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この報告3件それぞれについてですが、一部は入って、給食費は徴収できてたと思うんですが、支払いの状況ですね、それぞれ3件の。いつから、どれぐらい払わなくてはいけなくて、どれぐらいが滞納になっているのか。それと、その滞納の理由について、この3件について各どのようにつかんでおられるのか、それをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 滞納されている期間というのは、この報告書の中にあります、中ほどに債権額とありますが、〇〇さんでしたら5万9,895円ということで、納められていない期間が平成16年6月から平成17年10月ということになっております。その間の滞納と、未納になっておる部分で、それ以後につきましてはそれぞれ皆さん中学校を卒業されたとかそういうことで現在は給食費（の滞納）はありません。理由というのは、それぞれ皆さん生活が困窮しておるとかいろいろあろうかと思いますが、多重債務であるとかそういう部分があろうかと思いますが、もろもろの理由になっております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そうではなくて、全然払う期間のものを払ってないのか、一部は払っててこれが滞納になっているのかということですか。少しは入っているのかということですか。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 一応その期間が入ってないということで今回こういう、裁判所を通じて法的に出たということでございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） いや、滞納の期間はこれくらいというのはわかりますけども、払えてた時期もあったのかと。こればあが滞納の期間というのはわかりますけれど、全く給食費を1回も払ってないのかということですか、3件とも。

それと、困窮の理由。生活困窮というのも理由としてはあると思うんですが、やはり市税とかその他の公共料金の滞納というのも見られるのかどうなのか、それをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 他の税も含めて、負担金等もありますが、この3名の方もいろいろ市税等についても滞納されている部分もあります。

それと、今まで幾らか納付があったかどうかということですが、そのところちょっと、細かいところまでちょっと現在資料を持っておりませんので、また後で報告させていただきます。（後に納付について追加報告あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

これから、日程第4、議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。私のほうから議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」のご説明をさせていただきます。

議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成20年度香美市一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,625万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億5,299万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成20年8月19日提出。香美市長、門脇慎夫。

提案理由、庁舎建設実施設計委託料の追加及び小・中学校施設の耐震診断等委託料の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表歳入歳出予算補正」、「歳入歳出補正予算事項別明細書」及び款・項・目・節の内訳、ページで言いますと議案73-3ページから議案73-4ページ及び議案73-6ページから議案73-13ページまでにつきましては、議案73-14ページの提案説明書を朗読いたしまして説明とかえさせていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算（第2号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に6,625万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ154億5,299万4,000円としました。

概要は、歳入では財政調整基金繰入金の追加及び義務教育施設整備事業債の追加、歳出では庁舎建設実施設計委託料の追加及び小・中学校施設の耐震診断等委託料の追加等が主なものになっております。

以下、歳入歳出予算の款別の補正予算の概略について説明いたします。

歳入、18款、繰入金、1項、繰入金で、財政調整基金繰入金5,005万6,000円の追加をしました。

21款、市債、1、市債で耐震補強事業にかかる義務教育施設整備事業債1,620万円の追加をしました。

歳出、2款、総務費、1項、総務管理費で庁舎建設実施設計委託料1,440万円の追加、IT設計業務支援委託料229万4,000円の追加及び第2北庁舎改修設計委託料318万3,000円の追加により、総額で1,987万7,000円の追加となりました。

10款、教育費、2項、小学校費で耐震診断補強評定手数料118万1,000円の追加及び小学校施設耐震診断等委託料で1,446万8,000円の追加、3項、中学校費で耐震診断・補強評定手数料125万円の追加及び中学校施設耐震診断等委託料2,948万円の追加により、総額で4,637万9,000円の追加となりました。

次に、議案 73-5 ページ、「第 2 表地方債補正」につきまして説明いたします。

「第 2 表地方債補正」、起債の目的、義務教育施設整備事業債。補正前限度額が 1,940 万円、補正後限度額 3,560 万円となっております。補正後の起債限度額が 1,620 万円の増の総で、24 億 8,110 万円となりました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 3 番。数点伺います。

まず起債のほうですけれども、改正の地震防災対策法の施行によりということの前倒しでやられるという市長の報告も含めまして、起債の充当割合とか交付税の充当、以前一般質問でも聞いたと思いますけど制度が改正されて充当割合は 75 から 90 とか、交付税充当が 50 から 66.7 とかというふうに言われたと思いますけれども、それはこの起債に対してはそういうふうな方向で適用されて、財政的メリットが生じるのかということもまず 1 点伺います。

それと、市長の説明の中で小学校が 4 校でしたかね。それから中学校が香北（中学校）で 1 校というふうに、香北町のほうというふうに向ったと思うんですけれども、そこで議案 73-12 ページ、議案 73-13 ページに載ってるこの耐震診断等委託料の手数料、委託料の委託料で、小学校のほうは 1,446 万 8,000 円で中学校のほうは 2,948 万円ということで、4 校と 1 校の割合のこの金額の比率がちょっと私わかりかねますけど、詳しい内訳についてご説明いただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

繁藤中学校は入っちゃうわけか。説明を、すいません。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えします。

起債の関係ですけれども、ここで充てています 1,620 万円というのは、香北中学校は耐震補強設計をるようにしております。これが 1,662 万 5,000 円ほど、後でまた説明しますけれどもかかります。それに、ちょっと当たる事務費をプラスしまして、合併特例債分として充当率 95% を掛けた額として 1,620 万円という数字をはじいております。交付税措置は言われたとおり 70% であろうかと思っております。

それと、小学校費、学校管理費の中で委託料については、市長も言われましたけれど香長小学校、舟入小学校、片地小学校、佐岡小学校、繁藤小学校の 2 次診断分として 1,446 万 8,000 円と。それと、中学校費の中では、香北中学校については実施設計まで今回いく予定でここへ組んでおります、2 次診断と実施設計。香北中学校については優先度調査というのをやっておりますけれども、ランクが 1 ということで、IS 値

が0.3未満であるような可能性が非常に高いと思われますので、もう今回設計まで一気に組もうという形で、金額が入り込んだような形になっております。それと、中学にある寄宿舎分の2次診断、それと繁藤中学校2次診断も含めてこの2,948万円という数字になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案73-11ページの庁舎建設費のほうですけれども、実施設計委託料1,440万円、当初にも4,600万円ぐらいで6月にも補正があったかと思うんですけれども、この実施設計の委託料というのはどういう。変更のたびにそういった支払いが出てくるのか、ちょっとその辺を教えてくださいと思います。

それと、IT設計業務支援委託料。これに関しても、単年度で終わるものか、毎年そういうものが発生するのかどうか。またどういった内容のものなのか教えてください。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。山崎議員さんのご質問にお答えします。

まず、庁舎設計実施委託料の関係でございますけれども、当初予算では通常の実施設計委託料を計上しておりました。基本設計の段階で免震構造を採用することを決定しましたので、業者のほうから免震構造を採用された場合には免震構造の積算とか、それと免震をするためには通常、去年ボーリングしましたけれども、通常のボーリングではなくて50メートルぐらい深く掘って、穴もちょっと太い目の穴を開けて、そこに今までの地震波というのの記録があるそうなんですけれども、その地震波、似せた地震波をその50メートルの穴に当てて、この地層がどのような変化を起こすかとかいうようなデータを取ってせんといかんと。そんなような形で通常的设计よりも手間とそれから調査委託がかかるので、これぐらい要りますという見積もりをいただきましたので補正を計上させていただいたということでございます。

それから、ITの設計業務支援委託料でございますけれども、ITに関しましては非常に専門的な分野でございますので、うちの職員の中にはなかなかITの設計書を全般的に管理できる職員がちょっと見当たらない状態です。そのために、業者と折衝するときには香美市の側に立って、中間的な意味合いも含めてプロジェクトマネージャーというような。建築のときにも使ったあの手法で、専門家のアドバイスを受けながらよりよい設計をしていただくように設計業者にも適切なコメントを出していただくように。それからまた設計業者の出してきた質問とか解答に対して、それに再度チェックをかけると、こういうような作業をしていただくために支援業務委託料というのは計上させていただいております。これは、各これからIT設計が完了する、建設が終わるまでこういう形で折々、その契約の都度都度に計上させていただきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

11ページの第2北庁舎改修の関係でございませけれども、これは概略どのような、現在の建物に対してどういう改修を行うのかをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。第2北庁舎というのは仮称なんですけれども、先日購入しましたフジヤでございませますが、まず今考えているのはフジヤの現状分析をまず専門の設計屋さんにしていただいて、設計図はいただいているんですけれどもその設計図どおり、20何年たってますのでその骨材が傷んでないかどうかとか、そういうあチェックをして、それからまたどのような配置にしたらいいのかとか。うちの利用計画の関係もございませるので、そういうことをプロポーザルで業者さんの、設計業者さんのアイデアをいただきながら、うちはこうしたいんだけどというような意向を示すことによって、いろんな専門家のアイデアをいただきながら改修していきたいというようなことで、ここに改修の委託料を計上させていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 庁舎関係で1点。議案73-11ページの先ほど聞かれたITの設計の委託ですが、専門性が必要ということも庁舎建設担当参事答弁なさってましたけれども、どこに委託されたかについてご答弁いただけますかね。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。まだどこに委託するかは、予算が通ってから委託業者さんとはあれするんですけれども、一応今現在プロポーザル、IT設計はプロポーザルでNTTさんが設計してくださることになりました。プロポーザルの選任までの間を広島ITコーディネーター協同組合というところに委託をしておりました。プロポーザルでそこまでやっていただきましたので、基本的には随契で引き続き同じ業者さんをお願いしたいという意向を持っております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） そこで、その随契がそのまま引き続いていいのかという点については、その専門性の分野で随意契約の金額にもなってくる、以上の金額でもあると思いますが、そこら辺の判断基準は明確にお持ちなのか、その点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。随契は自治法でも許された制度でございまして、随意契約を今回させていただくわけなんですけれども、これはその広島ITコーディネーター協同組合さんをまず最初に選んでるんですけれども、そのときの選んだ理由というのが、今、香美市のITのコーディネーターをこの広島ITコーディネーター協同組合さんがやられておると。その実績を見た中で非常に誠実な仕事ぶりであると

いうこと、そういうところから選ばせてもらいました。それから、また最初に選ぶときに、ほかの業者さんにも打診もしたんですけれども、なかなかITの専門性とそれから非常に分野も広いもんですから、個人経営の方とかいうことではなかなか対応しきらんということもございまして、前回の場合、広島ITコーディネーター協同組合さんにお願ひするに至ったと。一番最初の煙の段階から相談をしながらここまで来て、業者まで決めたと。業者を決めるためのいろんな、こういうことに注意したらいいよとか、プロポーザルの要綱ですね、その原案をつくっていただくとか。非常にそういうところで詳しく香美市の実情もご存じですし、そういうことを理由に続いてお願ひをしたいというふうにご存じのところでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第74号、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案第74号、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成20年8月11日付で指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第（昭和22年法律第67号）96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成20年8月19日提出。香美市長、門脇慎夫。

1. 契約の目的 香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）

2. 契約の方法 指名競争入札

3. 契約金額 2億6,134万5,000円

4. 契約の相手方 黒岩興業株式会社代表取締役、野村俊博

5. 支出科目 平成20年度香美市一般会計予算

3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、保育園費

となっております。よろしくお願ひします。

その次、議案74-2、議案74-3と資料を添付しておりますが、ここで議案74-3の下の方に最低制限価格というところの制限の字が間違っておりますので訂正をお願いいたします。制限が「現る」となっておりますが、「限り」という、なっておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

すいません、この間取り図が非常に小さくてわかりませんので、口頭で結構ですので何なのかちょっと説明いただきたいと思います。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

簡単にご説明を申し上げます。まず、左の上のほうの部分ですけれども、これが子育て支援センター部分になりまして、左の端から保健室それから子育て相談室、一時保育室それからセミナー室となっております。それと、その南側に隣接しておるのが、外になりますけどプレイコートといいまして、これは子どもたちを遊ばすスペースとなっております。その南側ですが、これがホール、大きい部分ですけどこれがホールになっております。その南の部分につきましては幼児室になっております。右から順番に2部屋が5歳児室、続いて2部屋が4歳児室、その左側が3歳児室となっております。その隣が職員室となっております、職員室から左側につきましては今度乳児スペースとなっております、職員室の隣接している2つが2歳児室となっております。それから一番南の2部屋が、その左側の一番南となっておりますが、下となっておりますが、これが1歳児室です。その上側に、ちょうど中間ぐらいにあるのが、これゼロ歳児室となっております。その上が給食室となっております。あとはグラウンドとグラウンドの右側に乳児用のプールと幼児用のプール、それから倉庫というふうになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） まず聞きたいのは、この自家発電装置があるのかどうか、この点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 自家発電装置については、今回は採用しておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 自家発電装置も、これ地震などなければよいわけですが、最近ぼつぼつ地震もあります、こういう場合にはどういふふうな対応をしますか。



- 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。
- 幼保支援課長（山崎泰広君） まず、自家発電とその災害時との関係ですけれども、当施設、保育所になっておりますので、夜間に児童が使うということは想定をされておられませんので、そういうことから自家発電装置については採用しておりません。これを採用するに越したことはないんですが、非常にコストが高くなるということもありまして、今回については採用しておりません。
- 以上です。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 19番、前田泰祐君。
- 19番（前田泰祐君） 私の勘違いか聞き漏らししかわかりませんが、確かオール電化というふうにお聞きをしたと思いますが。以前ガスのことも、LPガスのこともお話に出ておりましたが、あの件はどうなりましたか。そのあたりの経過をちょっとお願いします。
- 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。
- 幼保支援課長（山崎泰広君） まず、この電化の導入の流れということをご説明をせんといかんとおもいますが、当施設が保育所ということで事務レベル、それから住民を巻き込んだ建設委員会等で検討をしてまいりました。電化を採用した理由としましては、1つにはコストが非常に安く上がるということが大きな要因の1つでございます。試算をしますと、年間100万円を超えるぐらいの軽減になるということの試算をしております。それから、厨房関係が非常に、電化を採用することによって室温が文科省から示されちゃう25度以下の室温を保つと。これは火を使わんために室温が上がらないと。それと、湿度が80%以下が見込めると。この2点が周知のように、こういう施設のほうが0157対策であるとか、そういった部分についても適切ではないかということで、採用に至った経過でございます。
- 以上です。
- 議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） オール電化ということになればよね、今までこれ3園で使ったものを、食事の準備の道具というものは一切使えないものかどうか。そのあたりの投資がかなり大きくなるという考えじゃないんですか。
- 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。
- 幼保支援課長（山崎泰広君） はい。ご指摘のとおり厨房施設の食器類についての導入コストは確かに高くなってまいります。ただ、全部が使えないとかいうことはありません。というのは、食器保管庫であるとかそういったものについては従来使っておる、保育所の中で、3園の中で程度のいいものを持っていくということで、今現在そういった作業を進めております。それから、大量のスピードが心配ということもあろうかと思っておりますけれども、電化にはスチームコンベクションという大量調理器具が導入をするこ

とによりまして、安定的にスピードアップを図れた調理が可能になるということで、その点については心配をしておりません。かえって、火を使って調理するよりは時間軽減につながるのではないかというふうに想定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番です。きょう（議案を）出すようではちょっといかんと思いますので、ほかに山崎龍太郎議員が言ったように、これは本当に不適切なことで、提案するにはもうちょっと詳しい、議会にかけるのに、予算さえ通ったらえいじゃ困るわけです。もうちょっと丁寧に、議会で見えてわかるような大きい間取り図、それから面積、それからやっぱりこういうふうにして建てるということは、今の交通管理、車で保護者が連れてくるのが多いということで駐車場の問題とかいう問題も問題になってやっておるわけですので、そういった問題や運動場の広さ、そういったものがどれぐらいに計画されているのか。そういった含んだものを、やっぱり全体的なつくるもので、概略というものはやっぱり示すべきであって。それから、この見取り図ももうちょっとね、折りたたみにした、通常出すような広いのをしておくべきで、ただつけてありますよだけではこれはいかんと思いますので。9月議会で結構でございますので、9月議会に皆さんにもうちょっとわかりやすい、配るようお願いをして、これはお願いしておきたいと思いますのでよろしく。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 大変申しわけありません。ご指摘のことにつきましては、再度資料として提案をさせていただきます。ちなみに交通対策についてのご質問がありますので、あわせてお答えをしたいと思いますっておりますが、この左側に今市道が通っておりますが、これが県道へ接続部分が混雑が予想されるということもありますので、現在警察のほうに信号の設置についての要望を出しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） これ、A園が建設されまして、現在の保育園の跡地利用というのはどういうふうに、何か考慮されてますか。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。現在、保育園の跡地利用については検討中というのがお答えになろうかと思っておりますけれども、いろいろの使い方について、まず（教育）委員会内での協議、希望というのをとっております。幾つかの部分については学童クラブの利用であるとか、または文化財の保管庫、倉庫、処理施設と、そういった要望も出ておりますので、そのあたりも総合的に検討しまして、跡地利用につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

オール電化等についても各議員から話が出てたんですが、今まで私も何回か聞いてきたわけですが、今後 B 保育園等についても検討委員会なんかでも、LP（ガス）についてのことについてもやっぱり検討していくというふうな答弁も以前いただいたんですが、ぜひその点は、やはり地元業者の活用というが私は大事な視点というふうに考えてますのでよろしくお願ひしたいという点がまず 1 点。

それから、そこら辺ではやはりこの施設は非常時の防災面の施設という位置づけじゃないわけですね、自家発電のあれもないということでありましたので。それ現時点ではそうであろうかとも思いますけど、今後それが見直されていく方向があるのかと。実際、庁舎がここにありますので、拠点としてはここになるかと思いますが、やっぱりああいう広いスペースで平屋建てというふうな格好であれば、非常時にやっぱり市民等が集まってくる施設には、思うてなくてもなる可能性があるというふうに思うところがあります。大分前の質問でも、大宮小学校もそういう位置づけではないというふうなこともありましたけども、これは幼保支援課のほうに言っても仕方ないことだと思いますけどそういう部分の見直しは今後図らねばならないと思うし、見直せばそういう必要な設備等も要るようになるというふうには考えるところです。それはある部分の意見ですけども、今後やっぱり防災面を考えたときに重要な視点であると思います。

それであわせて、やっぱり LP（ガス）の協会等との防災面ですね。どのような今後協力体制もとられていくのかというのが、いささかちょっとこう理解の、納得の上の話が進んでいるのかという、防災面についてね。それについてのお答えをお願いします。

もう 1 点、その入札結果についてですが、落札率が 93.2% ということで最低制限というと 3,500 万円ぐらい差があるというふうな認識ですけども、実際、結構今までの入札結果を見ると落札率も高いというふうに思いますけど、そこら辺の背景なり要因と考える点は、何かお気づきの点があればお教え願ひたいと思います。

○ 議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○ 財政課長（後藤博明君） 入札率というか背景、要因につきましては、基本的にはわかりません。ただ、指名した段階では香美市の入札参加資格の A ランクを選びまして、今年黒土の C ブロックの住宅もやっていますので、その業者を指名して、その中で競っていただいたという状況でございます。

○ 議長（中澤愛水君） ほかに。

21 番、西山 武君。

○ 21 番（西山 武君） 入札結果でちょっとお尋ねしたいんですが、まず入札業者が非常に多いように感じますが、これ 17、8 業者ありますが、なぜこんなに多く指名しなきゃいけないかということと、先の議会で建設協会から出た請願書に最低制限価格の見直しの請願が出てまして、議会でも全会一致で採択して執行部に申し入れてありますが、これを見ますと予定価格の 80% に最低制限価格なってる

と思うんですが、あの要望は85%でして、土木を75(%)に引き上げてくれというあれじゃなかったかと思うんですけれども、その今資材が大変高騰して、請負契約をしてからも、設計をしてからも随分上がってると思います。入札のときには設計単価より資材も上がってる可能性もある状況の中で、切実な要望に対してどのような検討をなされて最低制限価格を据え置いたかということについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから最低制限価格についての検討について経過を説明をいたします。

最低制限価格につきましては、うちの要綱の中で3分の2から80%の間で予定価格を定めるということで設定をしております。この点について、前回の議会でも請願もございましたとおり、状況的にはようわかります。が、（契約等）審議会の中でも年度途中で改正云々ということについてはいかななものかなということもあって今現在検討中ですが、それでも今回の入札でも見られますように、やはり最低に入るという状況にはありませんし、また、状況が状況ですのでその価格云々で業者の皆さん方には大変ご苦労もいくと思いますけれども、最低制限価格云々でその事業が、それからまた業者の方々に無理がいくということにはならんじやないかなと。やっぱりそれでも業者の方も努力しながらそれぞれ事業者の考え方に基づいて、また設計に基づいて対応しておるといのが現状ではなかろうかなと。今現在そういう状況の中で、土木の場合に3分の2を75%にということが果たして一般の市民に対して十分理解できるような説明にかなうかな。また3分の2でも事業ができるという状況であれば、設計がいかに甘い設計になっておるんかないようなこともございまして、平準的に設計は工夫しております。現場、現場によっては事業者の努力によってできる、実施ができる状況にはあろうかと思えますし、また土木の場合には3分の2、66%ですが、それに張りつくいう状況は少ないというのがございまして、それぞれの状況の中で対応されておるということで。それが結論ではございません、今現在契約等審議会でも検討しておるのは年度途中で変えるということはいかななものかな。それと上限が80%ですので、75%の最低制限価格は今でもできるわけです、80%までであれば。上限の85%ということになりますと規定を変えないとできないということもございまして、上限についてはその見直しの今後の検討に入れていきたい。状況的には質問の趣旨も十分理解できます。また世情についても十分理解できますので、そこらあたりを含めて今後詰めていきたいと。平成21年度へ向けて取り組んでいきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） はい。わからん説明でもありませんけれども、年度途中で変えるのはどうかというのはどうも、状況の変化は非常に大きいときは年度の途中でもそういうことをする必要もある場合もあろうかと思えます。

それと、公共工事が非常に減って、優良企業と言われた大手業者でさえ倒産という憂き目になっておるわけです。それ、最低制限価格にくっついてなくっても、やはり公共工事が少ないから無理をして取って、仕事を何とか確保したいから取ってるというのが、現状が多いと。この事業がそうというわけではありませんけど、一般的に言えば、土木工事は特にそうだと思いますので。やはり市の中心となる土木建設業者を、行政としてもある意味、保護、育成する必要もあろうかと思えます。それ厳しい経営を強いておいて、ギリ貧に減っていくのを待ってということになると、いざというときに困るのは市なり市民でありますので、そういう点に配慮した基準価格の見直し等もぜひ必要だと思います。特に土木の3分の2でできる、しわ寄せはどこに行くかというたら、そこで働いている人間へいくわけです。給料なりその日当なりが少なくなると、それで何とかやりくりをしているということで、現実には受注されてるんじゃないかと危惧されてます。知っているところでも仕事がないから給料安くても仕方ないわというような話も聞きますので、やはりこういう現実を見て、環境が非常に変化が激しいときは年度途中であっても基準を見直す、必要と感じたら見直すという方法で検討すべきじゃないかと思うんですけれども、そののこのところお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 2 遍目でございますが、質問の趣旨は十分理解できます。そういうことも含めて、いわゆる検討を今後もしていかななくてはならない。常にそういう気持ちでおりますし、見直しといたしても、土木のことが先ほどは質問であったと思えますけれども、75%は今の規定の中で使えるわけです。3分の2から80%の間でいうことになっておりますのでいつでもそのことにできますが、それを、いわゆるそれぞれの工事に至って、際して、いわゆる最低制限価格の上下をいつも変えていくという形になるといかなもなかなかということになりますので、やっぱりその範囲内ということになりますので、今後も。それと、もう1つは入札の方法も見直していかなくてはならないというように考えております。極端に言えば予定価格の発表までしてやるという方法もできてきますし、それぐらいにいないと最低制限価格を云々というときには、それを上下をいつも変えるという形になると、やっぱりそこで発注者側としてもいろいろパーセントに対する理由づけが、客観的な説明が必要となってくると思えます。それが無いと、この範囲内という場合においてもいろいろと設定のそれが100%に、上限が80%であるにしてもその設定根拠が必要になってくるんじゃないかなと。そうしたときに、例えば、これは恐らくずっと下でくるであろうというときに90%、85%にしてくるという形になったときには、それから下は全部、公示されたら失格になってきます。そういう状況が、下を3分の2に見直してもそういう形になる。3分の2を途中で、今できるからといって75%にするとか80%にするとかいう形にすると、20%以上切ってきた人にはすべて失格という形もあると思えますので、そこらあたりの手法も十分詰めていかないといかんんじゃないかなというような、入札の指名の方法につ

いても、それとまた指名、一般競争も含めて、発注の方法について詰めていきたいというように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひますし、またいろいろとご意見もいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

少し教えてください。先ほどオール電化にすることで年間100万円ぐらゐのコストが安くなるということをおっしゃいましたけど、オール電化にすることによって、オール電化のその設備投資というか、設備にどれぐらゐの費用がかかるのか、わかれば。当初、保育園の建設事業費で4億5,000万円ですかね、ありましたね。今回のこの工事があゐ、また大きなものがひよっとわかっておれば教えてください。

それと、市民の中から電磁波に対して不安な声を聞きましたけども、ご心配なら幼保支援課のほうへご相談くださいって言うてあゐましたけど、そんな声はないでしょうか。また、電磁波が子どもへ影響、そういうのがわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光議員のご質問にお答ゐをいたします。

予定価格になりましても構いませんですかね。厨房の設備の工事一式に1,400万円、約、積算をしております。

それと電磁波の関係ですけれども、具体的に保護者の方々から電磁波についての問い合わせについては1件もございません。ただ、電磁波についてのこともちょっと以前依光議員からもお聞きをしておりましたので、現在私のほうでも調査といいますか聞き合わせ等もしてまいりましたけれども、厨房の部分で、まず子どもに関しては距離もあるということやし直接囲まれてないということですので、健康被害に結びつく可能性は極めて薄いということになります。調理員に関しましてもその前でずっと、IHの調理器具の前が電磁波を受けるという部分ですけど、その数値に関しても10センチといいますか多少こう距離を取ることによって全然数値が違ってくるということで、直接影響を受けることは少ないのではないかと見ております。我々日常的な生活を営む上で、テレビであるとか携帯電話それからヘアドライヤーとかいったものについてもすべて電磁波が出るものではあゐますけれども、それによる健康被害とかいうのを聞いたことはあゐませんし、特にその一般的な家庭の電化製品に比べまして厨房による電磁波の受ける影響というのは、もっと低い数値が出ておるといふのが実際でございます。それで直接健康被害に結びつくであろうというような可能性は極めて低いと言わざるを得ないと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はあゐませんか。

24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番でございます。

今回、A保育園建設に当たりましては木造ということで、子どもたちに、環境に優しい園舎になることを期待をするところでございますが、工期の問題でございますがね。この入札結果記録、参考資料としていただいておりますが、着工予定日が8月20日、完成予定日が2月27日ということで半年ぐらいの工期でございますが、それに電気設備、水道関係、機械等々も分離発注ということであろうと思いますが、これも2月27日にすべて完成するということがいいですね。そうすればなかなか、木造ということで設計図をもとに材料を今から拾い出して材料を構えないかと思うんですわ。この間取り図を見ますと、かなり特殊な材を使わなくてはいけないと思います。物によっては10メートル以上の角材、大きな材を使わなくてはならない、構造的に弱いということであろうと思いますが、今からその材を準備して、当然、材料を拾い出した場合に、当然製材所にはこういう材は在庫がございませんので、当然材を切り出し、製材をして準備してやらなくてはならないと思いますが、そうすると乾燥という問題もこれへ出てきます。当然乾燥は十分していかないと、長い長尺というものがねじれ、割れというものが生じてきますので、その辺の対応は、とにかく工期の問題ですが十分間に合うかをお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それではご質問にお答えをいたします。

工期の件ですが、ご指摘のように一般的な建設工事にとりましては大体約7カ月ぐらいを工期に見るとというのが一般的なようですけれども、ご承知のようにこの建築物につきましては平屋であるということと木造を中心にやるということで、何とか2月末にできるのではないかとこのふうに見込んでおります。これもあくまでそのお天気ということもありますので、そういったことが要因で多少工期が延びる可能性もないとは言えませんが、保育所の場合は4月1日に受け入れをしていくという手前から、2月末の完成を目指して工事施工していただきたいというふうに思っております。

また、材料の件でございますが仕様のほうに、調達できるという見込みがある方が入札に参加をされておるとということで、何とか市内の木造、材木の取り扱い業者からの調達ができるのではないかとこのふうに見込んでおります。特に、今後この決定した業者と打ち合わせをしていかんといかんところもありますが、何とか調達できるのではないかとこのふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

入札関連でちょっと教えてもらいたいんですけど、どなたに答弁していただけるかちょっとわかりませんが、今回入札があつてですわね、ほんで資材等が高騰していく、燃料等も含めて。こういう中で工事の請負契約なので単品スライド条項というものがあつて、価格がはね上がった、鋼材等が、今回は木造ですけどね、が中心ですけど、資材が

はね上がったときにそれをまた補てんするような制度があるんですけど、そういうのは実際今回の工事を含めてそうやって、結構入札で決まっても後で補正でぼんぼんぼんぼんと言うたらおかしいですけど1割ぐらいを上限にして上がっていくこともありますわね。そういう条項は適用されて、それに対して幼保支援課としてかかわってその計算等をやっているのか、もともと受けた業者がそういう仕事もするのか。そこら辺のことについてわかればちょっと教えてもらいたいですけど。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えをいたします。

積算の数で、木造ということで現在の価格が非常に上がっておるという資材ではないということと、積算した時期が割と近い時期に積算をしておるということで現実、今の価格に近い形での価格設定になっておるということと、先ほどもありましたが工期が短いということで、比較的上昇はないのではないかということを見込んでおりますので。その間にすごく急騰するということになりますと、その時点での検討、相談になるかと思っておりますけど、現状の中では想定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第74号、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

以上で今議会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

それでは、先ほどの収納管理課長、阿部政敏君への、4番、大岸眞弓君からの質問に対しての答弁が整ったようでありますので、答弁を求めます。

収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 大岸議員のご質問を受けておりました、報告第9号、報告第10号、報告第11号の債務者についての、支払督促の申し立てまでに一部の給食費の納入があつておるかどうかということでございますが、報告第9号の方につきましては、平成18年5月29日に時効の中断をいたしまして、その後入金8,000



円あっております。それで最終の入金日が平成19年4月12日になっております。そして、報告第10号の方ですが、この方は平成19年4月2日に時効の中断をしております。その後入金はありません。ゼロです。報告第11号の方でございますが、平成18年4月28日に時効の中断をしております。その後入金が1万3,400円あっております。最終の入金日が平成19年2月21日です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） それでは、以上で今議会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

4年に一度のオリンピック、8日開会した北京五輪もいよいよ終盤を迎え、17日の段階で日本は金8個、銀5個、銅7個の計20個を獲得し、国民に感動と勇気を与えてくれております。ただ、北京五輪の開会式では中国主導で完全な演出がなされ、その映像が華々しく世界じゅうに放映をされました。しかし、花火の巨人の足跡の合成映像、少女の歌声の口パク、少数民族代表のはずが漢民族など北京五輪開会式の数々の偽装が判明し、世界の祭典、一つの世界のスローガンとは裏腹に、中国の異質さを世界に印象づけた感がございます。また、中国製ぎょうざ中毒事件では、中国国内での農薬の混入を強く否定をしてきた経過がありますが、中国国内での中毒の事実が先日報道されました。既に7月7日には日本政府に知らされていながら約1カ月も国民に知らされないなど、民主主義社会、情報公開への危機的問題も見られてまいりました。国民の幸せのためには民主主義の確立は最も重要であり、民主主義がなければ法を守る社会は存続をいたしません。民主主義確立のためにはすべてをオープンにしなければならないし、情報公開と情報の共有が保障されることが不可欠であります。特に、我々議会に籍を置く者は、議会制民主主義と情報の公開、説明責任の確立への努力は常に求められております。3月議会でLP（ガス）業界から陳情が出されておりました。満場一致で執行部のほうに陳情等請願につきましておつながぎをしてありましたが、きょうの契約でもオール電化ということが、これは当然妥当な決定であろうと思っておりますけれども、議会の満場一致での意思決定につきましては、それに関する行政の決定がなされる段階でやはり議会に説明をすべきであります。議会の陳情等請願につきましては、拘束力はないことはことばもう自明のことではございますけれども、議会で真剣に審議をし、意思表示がなされた場合、執行部各位におかれましては、その決定に対しましてやはり議会に説明をしていくべき義務が課されておると思っております。説明責任の一層の奮起を求めておきます。

さて、本議会には議案第73号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」、議案第74号、香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についての2議案が上程され、慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。いよいよ9月議会も迫っておりますが、まだまだ残暑も続きます。議員各位におかれましては、各自ご自愛の上、さらに議会制民主主義に意を配し、市民全体の代表としての議会

人の立場を十分自覚され、今後の議員活動にまい進されるとともに、香美市の発展のため責任を果たしていかれますよう祈念をいたしまして、閉会のあいさつといたします。

ここで市長からごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 本日提案をさせていただきました議案に対しまして、それぞれ適切なるご決定を賜りました。まことにありがとうございました。まだまだ残暑の厳しい折、議員の皆様方にはどうぞお体にはお気をつけ、来るまた9月議会にはよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成20年第3回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前10時25分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成20年第3回香美市議会臨時会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	8月19日 （火）	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議録署名議員の指名</li><li>・ 会期決定</li><li>・ 諸般の報告</li><li>・ 議案提案 説明～採決</li></ul>

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成20年第3回香美市議会臨時会）

平成20年第3回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1. 臨時会の会期及び会議について

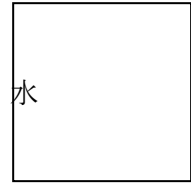
（1）会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。

（2）会期は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議、採決します。

20香美議発第52号  
平成20年8月19日

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成20年第3回香美市議会臨時会において議決した下記の議案等を送付します。

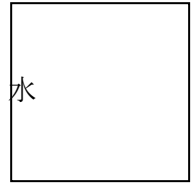
記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 73	平成20年度香美市一般会計補正予算「第2号」	H20.8.19	可 決
議案 74	香美市立（仮称）A保育園建設工事（建築主体工事）の請 負契約の締結について	〃	〃

21香美議発第51号  
平成20年8月19日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛 水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成20年第3回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 臨時会
2. 開 会 平成20年 8月19日
3. 閉 会 平成20年 8月19日
4. 会 期 1日間
5. 議員の出欠 8月19日 出席 25人 欠席 0人
6. 議案の提出 市長提出のもの 2件(議案 2)
7. 議決の状況 可決 2件(条例 1・その他 1)
8. 議決書の写 別紙のとおり
9. 会議録の写 作成次第後送